

## 第4 水噴霧消火設備等の技術基準

## 1 加圧送水装置

加圧送水装置は、令第14条第5号、規則第16条第3項第3号（ホ、ヘを除く。）、規則第17条第2項及び平成9年消防庁告示第8号の規定並びに第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)、(2)ア、イ及び(7)によること。★

## 2 水源等

水源等は、令第14条第1項第4号、規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ただし書き及び(2)から(5)までによること。★

## 3 放射区域

放射区域は、規則第16条第3項第1号の規定によるほか、次によること。

1 放射区域を1警戒区域とすること。◆

## 4 配管等

配管等は、規則第16条第3項第2号の2及び規則第16条第3項第3号への規定によるほか、第3スプリンクラー設備の技術基準I 3によること。★

## 5 配線等

第2屋内消火栓設備の技術基準5(1)及び(2)の規定を準用する。★

## 6 非常電源

第23非常電源設備の技術基準によること。★

## 7 制御弁

制御弁は、規則第16条第3項第4号の規定によるほか、第3スプリンクラー一設の技術基準I 5によること。★

## 8 起動装置等

起動装置等は、規則第16条第3項第3号ホの規定によるほか、次によること。

(1) 規則第16条第3項第3号ホ(イ)ただし書きの「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、第3スプリンクラー設備の技術基準I 1(4)アの規定を準用すること。

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合のヘッドの設置要領は、第3スプリンクラー設備の技術基準II 3((4)及び(7)から(11)を除く。)及びIII 1(5)アの規定を準用する。◆

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合、標示温度は79℃未満のものとし、ヘッドの設置方法は次の表によること。◆

| 感度種別 | 警戒面積  | 取付高さ  | 感度種別 | 警戒面積  | 取付高さ  |
|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 1 種  | 20㎡以下 | 7 m以下 | 2 種  | 20㎡以下 | 5 m以下 |
|      | 13㎡以下 | 10m以下 |      | 11㎡以下 | 10m以下 |

ウ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動する場合の設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第10自動火災報知設備の技術基準2(3)

から(7)の規定を準用する。◆

- (2) 手動式の起動装置は、第3スプリンクラー設備の技術基準 I 1 (4)ウによること。

## 9 送水口

第3スプリンクラー設備の技術基準 I 4に準じ、送水口を設置すること。

★

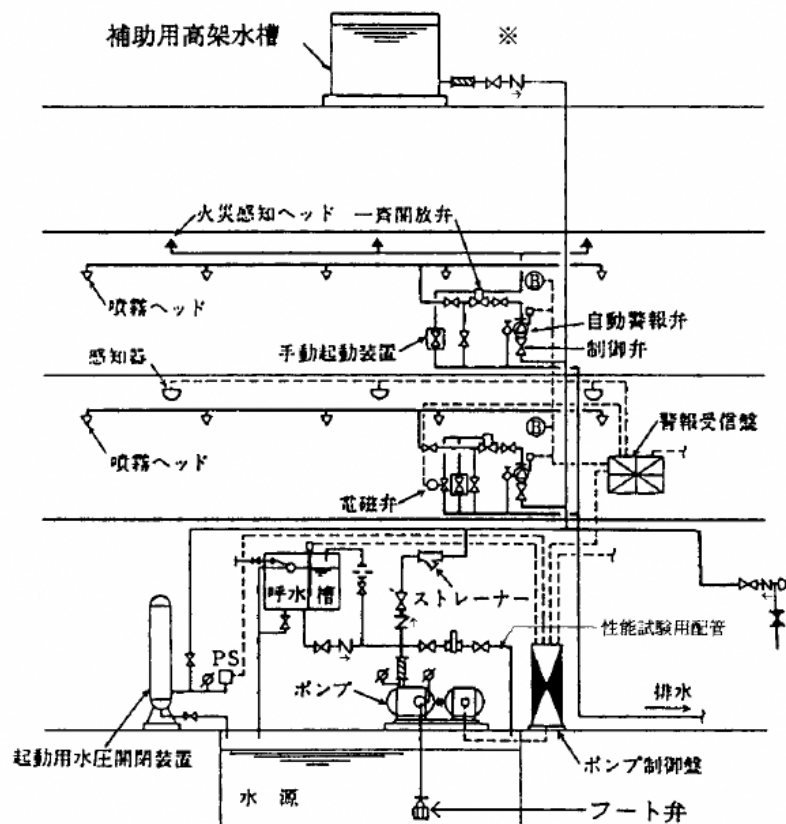
## 10 凍結防止

第2屋内消火栓設備の技術基準7の規定を準用する。◆

## 11 総合操作盤

第25の2総合操作盤の技術基準によること。

図4-1 水噴霧消火設備構造図例



※ 仕切弁及び逆止弁は、点検等支障のない配列とする。